

令和3年開成町議会8月臨時会議 会議録（第1号）

令和3年8月6日（金曜日）

○議事日程

令和3年8月6日（金） 午前9時30分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第33号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	小宮好徳
町民福祉部長	亀井知之	企画財務課長	土井直美
町民福祉部参考事務官	渡邊雅彦	総合窓口課長	井上新
兼福祉介護課長		都市経済部長	
教育委員会事務局参考事務官	遠藤孝一	兼環境上下水道課長	

○議会事務局

事務局長 田中栄之書

記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年8月随時会議を開催いたします。

午前9時30分 開議

○議長（吉田敏郎）

8月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、8月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本随時会議においては新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用と、着座での発言を許可しております。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、7番、井上三史議員、8番、山本研一議員の両名を指名します。

日程第2 議案第33号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の徴収事務が地方公共団体情報システム機構から委託事務となることから、当該再交付手数料に関する規定を削るために、開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第33号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは本条例の概要について御説明をいたします。

現在マイナンバーカードを再交付する場合、その手数料は町の手数料徴収条例に基づいて徴収をしております。金額は800円でございます。

この度、国がデジタル庁を新設する関係から、関係法令の整備を行ったところでございますが、この中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が一部改正され、マイナンバーカードを発行する主体が地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼んでおります、こちらになることが明確化されました。これに伴い、マイナンバーカードの発行にかかる手数料の徴収事務については、J-LISが市町村に委託できるということになりました。

今後の再発行手数料の取扱いですが、J-LISとの委託契約に基づき、町が徴収し、歳計外現金として管理し、年度ごとにJ-LISに納付することになるため、町の手数料徴収条例に規定する必要がなくなったことから当該規定を削除するものでございます。

それでは議案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

開成町手数料徴収条例（平成12年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

第2条、種類及び金額のうち、第27号の「個人番号カードの再交付手数料」及び金額欄の「1件につき800円」を削除し、以下の行を順次繰り上げるものでございます。

附則でございます。この条例は法律が施行される令和3年9月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

この個人番号カードの再交付は年間何件ぐらい件数あるんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは今の質問にお答えいたします。

昨年、令和2年度の交付件数でございますが、22件となってございます。1件80

0円ですので、金額といたしましては1万7,600円分となってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかにございませんか。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋一）

11番、湯川でございます。

この条例についての内容というのはよく理解できたんですけど、1点ほど聞きたいのは、いわゆる法律の改正になって各自治体の多くは6月の初旬から中旬、6月でほとんどの自治体が条例改正を行っています。開成町も今8月のこの随時会議で上程をされたわけですけども、本来は6月の随時会議でこの条例の改正を提案していただきたかったんですけど、これができなかつたという大きな理由をちょっと説明してください。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

今の湯川議員の質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、6月の随時会議もございまして、そのときにはほかの自治体等も提出している事例がございました。私どものほうの準備が整わなかつた関係上、議題に上げることができませんでしたということになります。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋一）

時間的な問題もあるとは思うんですけども、施行は、条例は9月1日ですので、別に8月で上程していただいても別に差し支えないとは思うんですけど、私前にも随時会議で質問させていただいたんですけど、下水道の繰越金についてですね、やっぱり定例会議でできることができちょっと遅れたというのがあって、今回も本来なら6月の随時会議でやるべきものだと思うんですけど、これが遅れたというのは議会に対して、ある程度行政と議会の間で考えればやるべきことは早め早めにやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

私からお答えさせていただきます。

確かに多くのところは6月の定例会議持っております。そちらのほうで議決されたということは承知しておりますが、近隣の市町におきましても例えば中井町は7月8日、大井町は7月20日、山北町は7月21日、それぞれ臨時会等でこの件について

お諮りし、可決をいただいているというような状況になっておりますので、私どもちよっと手続が間に合わなくてこういう状況になりましたけれども、議員おっしゃるところしっかりとした、ちゃんとした時期にこういう条例改正は諮ってまいりたいと、今後に向けてそのように考えておりますので御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋一）

開成町は通年議会をやっていますので、いつでも私どもは開いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第33号　開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。それでは採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会します。皆様、大変お疲れさまでした。

午前9時40分　散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員